**平成２３年（フ）第１３５３号**
東京都国分寺市東元町２丁目２番15号コーポ清雅２　202
債務者　村越佐知子
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２３年（フ）第６６３号**
静岡市駿河区八幡４丁目３番13号　グリーンハイツＡ303号
債務者　伊藤　友昭
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第２７２号**
愛知県豊川市為当町三津市場67番地の２
債務者　江崎　貞治
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月19日午後１時45分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２３年（フ）第２７３号**
愛知県豊川市為当町三津市場67番地の２
債務者　江崎　美雪
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月19日午後１時45分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２３年（フ）第２９６号**
愛知県豊橋市三本木町字新東上20番地
債務者　石橋　勝義
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月19日午後１時30分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２３年（フ）第２９８号**
愛知県豊橋市緑ケ丘１丁目３番地の23
債務者　三橋　京市
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月19日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２３年（フ）第３１０号**
愛知県豊川市御油町池田34番地　オリオンハイツＣ棟102号、従前の住所愛知県蒲郡市竹谷町西ノ浜65番地　石黒マンション202
債務者　小林加代子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月19日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２３年（フ）第３１２号**
愛知県豊橋市西松山町13番地　201、従前の住所愛知県豊橋市花田町字中ノ坪70番地　２－Ｅ
債務者　下田嘉代子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月19日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２３年（フ）第３１４号**
愛知県豊橋市二川町字西向山105番地１
債務者　田中　玲葉
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月19日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２３年（フ）第１１号**
長崎県壱岐市郷ノ浦町東触1111番地
債務者　平田　光男
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月11日午後１時30分
長崎地方裁判所壱岐支部

**平成２３年（フ）第２６５６号**
横浜市瀬谷区南瀬谷２丁目２番地14
債務者　井上　政彦
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第５８号**
石川県七尾市千野町ス部35番地
債務者　水道　秀喜
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午前11時50分
金沢地方裁判所七尾支部

**平成２３年（フ）第１１５号**
栃木県小山市犬塚１丁目24番地13　レオパレスＫＯＨＫＩ204号室
債務者　和田　　勇
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

**平成２３年（フ）第１４４号**
栃木県小山市東城南２丁目９番地３　南ハイツ102号
債務者　高橋　　稔
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

**平成２３年（フ）第１２５８号**
東京都西東京市柳沢１丁目14番４―207号
債務者　菊地真由美（旧姓仁田）
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月12日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部